

# 「もったいない残しま<sup>てん</sup>10!運動」 協力店への登録のお願い

宇都宮市では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）の発生抑制・減量化の推進を図るため、「もったいない残しま10!」運動を実施しており、市や事業者のみなさま、市民のみなさまとの協働により、食品ロス削減に向けた周知活動を行っています。

また、「もったいない残しま10!」運動の趣旨に賛同し、食品ロスの削減にご協力いただける店舗を「もったいない残しま10!運動」協力店に登録しているほか、食品を取扱わない店舗につきましても、「賛同店」として、市民のみなさまに周知しております。是非ともご協力をお願いします。

## ～「もったいない残しま10!」運動とは～

- 宴会で、開始時に幹事による「残しま宣言」。

開始10分、終了10分は料理に専念して残さず食べよう！

- 食材は10割(十分)使い切る、料理は10割食べ切る！
- 毎月10日を「もったいない残しま10!の日」に設定。

10日は冷蔵庫をチェックして、食材管理をしよう！

食べ切り！



使い切り！



小盛りメニュー



### ◆ 協力店・賛同店には

- ・市ホームページや広報紙に掲載して市民に協力店の利用を促す。
- ・周知啓発物品（周知啓発ポスター、周知啓発ステッカー等）の配布

## ◆ 協力店の対象となる事業者

宇都宮市内で営業されている飲食店及び宿泊施設、小売店舗で、「もったいない残しま10！」運動の趣旨にご賛同いただける事業者

※ 食品を取扱っていない店舗で、運動の趣旨にご賛同いただける事業者は「賛同店」として登録します

## ◆ 協力店の取組内容

協力店には、周知啓発物品の掲示による運動の周知や、食品ロスの削減につながる取組の実践をお願いします。

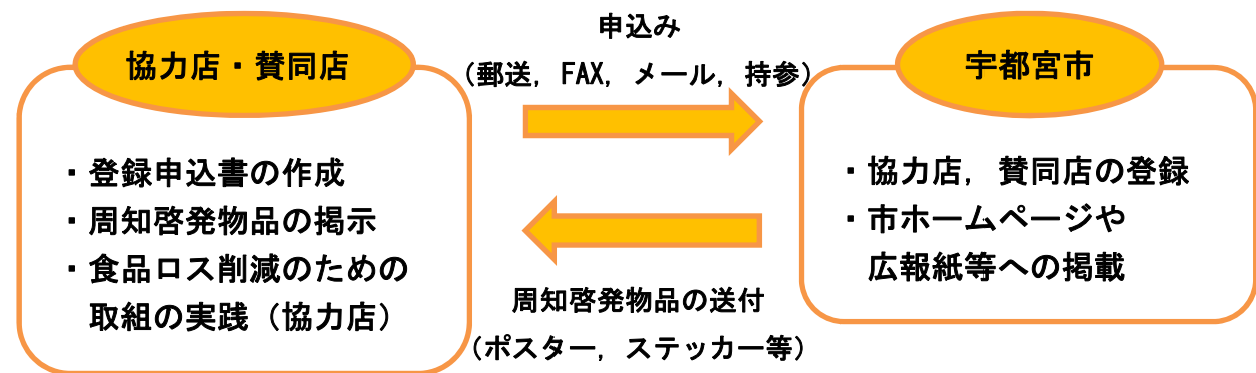
《具体的な取組例》

- ・周知啓発ポスターを店内に掲示し、運動を周知している。
- ・宴会幹事等へ食べ残さないルールやマナーを呼び掛けている。
- ・商品のばら売り，量り売りを行っている。
- ・小盛りメニューSMLサイズ，ハーフサイズメニューを設定している。
- ・写真を掲載するなど，内容（量・カロリー等）が分かるメニューを作成している。
- ・注文時に分量のリクエストを聞く，又は量について説明している。等

## ◆ 登録方法について

協力店・賛同店への登録にあたりましては、「登録申込書」に必要事項をご記入の上，ごみ減量課3R推進グループに，郵送，FAX，メール，持参のいずれかの方法でお申込みください。なお，複数の店舗で構成される団体の場合，団体の代表者の方などが取りまとめて登録を申込みいただくことも可能です。

### 登録手続きのイメージ



ぜひ、ご登録ください！



周知啓発物品の一例（ステッカー）

申し込み先

宇都宮市ごみ減量課3R推進グループ

〒321-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2413 FAX 028-632-3316

E-mail: u0716@city.utsunomiya.tochigi.jp